

開示項目一覧

銀行法施行規則

〈連結情報〉 十六フィナンシャルグループ

1. 銀行持株会社の概況・組織に関する事項

- (1) 資本金及び発行済株式の総数 08
- (2) 大株主 08

2. 銀行持株会社・子会社等の主要業務に関する事項

- (1) 直近の中間事業年度における事業の概況 09
- (2) 直近3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要業務状況指標 09

3. 銀行持株会社・子会社等の直近2中間連結会計年度における財産の状況

- (1) 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、
中間連結株主資本等変動計算書 10～12
- (2) 債権のうち次の額及びアからエまでの合計額 23
 - ア、破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 - イ、危険債権
 - ウ、三月以上延滞債権
 - エ、貸出条件緩和債権
 - オ、正常債権
- (3) 自己資本充実の状況 24～35
- (4) セグメント情報 22～23
- (5) 金融商品取引法による中間連結貸借対照表等に関する
監査証明の旨 10

〈単体情報〉 十六銀行

1. 銀行の概況・組織に関する事項

- (1) 大株主 44

2. 銀行の主要な業務に関する事項

- (1) 直近の中間事業年度における事業の概況 44
- (2) 直近3中間事業年度及び
2事業年度における主要業務指標 44
(主要業務状況の指標)
 - ア、業務粗利益・業務粗利益率・業務純益・
実質業務純益・コア業務純益・
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。） 51
 - イ、国内・国際業務部門別の資金運用収支、
役員取引等収支、その他業務収支 51
 - ウ、国内・国際業務部門別の資金運用勘定、
資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、
資金利鞘 51
 - エ、国内・国際業務部門別の受取利息、
支払利息の増減 52
 - オ、総資産経常利益率・資本経常利益率 50
 - カ、総資産中間純利益率・資本中間純利益率 50

- (預金関係指標)
 - ア、国内・国際業務部門別流動性預金、定期性預金、
譲渡性預金その他の預金の平均残高 53
 - イ、固定金利定期預金、変動金利定期預金、
その他の区分ごとの定期預金の残存期間別残高 54
- (貸出金等関係指標)
 - ア、国内・国際業務部門別手形貸付・証書貸付、
当座貸越、割引手形の平均残高 54
 - イ、固定・変動金利別貸出金残存期間別残高 56
 - ウ、担保種類別の貸出金残高及び支払承諾見返額 55・56
 - エ、使途別貸出金残高 55
 - オ、業種別貸出金残高及び貸出金総額に占める割合 55
 - カ、中小企業等に対する貸出金残高及び
貸出金総額に占める割合 55
 - キ、特定海外債権残高5%以上の国別残高 56
 - ク、国内・国際業務部門別預貸率の中間期末値及び
期中平均値 50

- (有価証券関係指標)
 - ア、商品有価証券の種類別平均残高 58
 - イ、有価証券の種類別の残存期間別残高 58
 - ウ、国内・国際業務部門別有価証券の種類別平均残高 57
 - エ、国内・国際業務部門別預証率の中間期末値及び
期中平均値 50
- (信託業務関係指標)
 - ア、信託財産残高表 64
 - イ、金銭信託等の受託残高 64
 - ウ、元本補填契約のある信託の種類別の受託残高 64
 - エ、信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高 64

3. 銀行の業務運営に関する事項

- (1) 中小企業の経営の改善及び
地域の活性化のための取組の状況 05～07

〈単体情報〉 十六銀行

4. 銀行の直近2中間事業年度における財産の状況

- (1) 中間貸借対照表、中間損益計算書、
中間株主資本等変動計算書 45～46
- (2) 債権のうち次の額及びアからエまでの合計額 50
 - ア、破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 - イ、危険債権
 - ウ、三月以上延滞債権
 - エ、貸出条件緩和債権
 - オ、正常債権
- (3) 自己資本充実の状況 67～68、79～88
- (4) 次の取得価額又は契約価額、時価、評価損益
 - ア、有価証券 59～60
 - イ、金銭の信託 61
 - ウ、デリバティブ取引 61～63
 - エ、電子決済手段 63
 - オ、暗号資産 63
- (5) 貸倒引当金の中間期末残高、期中増減額 56
- (6) 貸出金償却額 56

〈連結情報〉 十六銀行

1. 銀行・子会社等の主要業務に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況 36
- (2) 直近3中間連結会計年度及び2連結会計年度に
おける主要業務状況指標 36

2. 銀行・子会社等の直近2中間連結会計年度における財産の状況

- (1) 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、
中間連結株主資本等変動計算書 37～38
- (2) 債権のうち次の額及びアからエまでの合計額 43
 - ア、破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 - イ、危険債権
 - ウ、三月以上延滞債権
 - エ、貸出条件緩和債権
 - オ、正常債権
- (3) 自己資本充実の状況 65～66、69～78
- (4) セグメント情報 43

金融機能再生法施行規則

1. 資産査定公表

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 50
- (2) 危険債権 50
- (3) 要管理債権 50
- (4) 正常債権 50

本誌は銀行法第52条の29、第21条及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条に基づいて作成したディスクロージャー資料であり、銀行法施行規則、金融機能再生法施行規則に沿って開示しております。
なお、開示項目に該当する計数が無い場合は、記載を省略しております。